

森林経営計画の認定要件の見直しに伴う豊田市森林整備計画の変更について

## 1 計画制度の比較

別添「参考資料 1」のとおり。

## 2 豊田市森林整備計画の変更内容

現在の豊田市森林整備計画は、平成 24 年 3 月 28 日に変更されていますが、今年度新たに以下の変更を行いました。

- 1) 「別表 4 森林経営計画の区域」を追加しました(別添)。
- 2) 「別表 3 基幹路網整備計画(1)開設(新設)」に 2 路線追加しました。

## 3 変更の原因となった森林法施行規則の主な改正内容

今回の豊田市森林整備計画の変更は、昨年 12 月に国から、森林法施行規則を以下の内容に変更するという通知が届いたことによります。

以下は内容を要約したものです。

[森林経営計画の認定要件]

変更前	変更後
対象森林(林班)の 2 分の 1 以上の面積の森林を森林経営計画に含めて作成する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 対象森林(林班)の 2 分の 1 以上の面積の森林を森林経営計画に含めて作成する。</li> <li>2) 林班にこだわらず、一定の区域内で 30ha 以上の面積の森林を森林経営計画に含めて作成する。 この一定の区域は、市町村森林整備計画において定める。</li> </ol>

## 4 豊田市の「一定の区域」の考え方

「一定の区域」は森づくり会議の範囲とし、現在設置されている森づくり会議の区域内で森林経営計画を立てるように設定しました。

この考え方に立って、「別表 4 森林経営計画の区域」を作成しました。

## 5 適用

平成 26 年 4 月 1 日から適用されます。